

航空法

1. 案内情報

手続名	:	飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可
手続根拠	:	航空法第99条の2第1項ただし書
手続対象者	:	当該許可を受けようとする者
提出時期	:	提出先にお問い合わせください。
提出方法	:	提出先にお問い合わせください。
手数料	:	なし
添付書類・部数	:	提出先にお問い合わせください。
申請書様式	:	提出先にお問い合わせください。
記載要領・記載例	:	提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先:

(1) 管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域に係る行為を行うものにあつては、

当該許可を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所

(2) 上記以外のものにあつては、

東京航空局保安部運用課 03 - 5275 - 9292

(内線7518 ~ 7520)

大阪航空局保安部運用課 06 - 6949 - 6211

(内線5218 ~ 5220)

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口:

提出先である

東京航空局保安部運用課 03 - 5275 - 9292 (内線7518 ~ 7520)

大阪航空局保安部運用課 06 - 6949 - 6211 (内線5218 ~ 5220)

空港事務所

3. 手続情報

審査基準 : 提出先にお問い合わせ下さい。

標準処理期間: 20日

不服申立方法: (行政不服審査法の規定による)